

1. 議事日程

[平成28年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成28年 4月25日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について
日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】
日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

6番 石飛慶久 7番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(6名)

市長	浜田一義	総務部長	杉安明彦
市民部長	小笠原義和	福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則
教育次長	叶丸一雅	総務課長	土井実貴男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	外 輪 勇 三	事務局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本臨時会に説明委員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第3点、監査委員より平成28年2月分及び3月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

○山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番石飛慶久君、及び7番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会の報告をいたします。
平成28年第1回臨時会の運営につきまして、去る、4月19日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。

本臨時会に付議されます案件は、同意2件、承認2件でございます。同意2件、承認2件につきましては、委員会負託を省略することといたしました。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日間

とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について

○山本議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成28年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、皆様には御多用のところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの臨時会へは同意2件、承認2件の合計4件を提出いたしております。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長が、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を任命することとされたことに伴い、永井初男さんを教育長に任命いたしたく、同法第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

永井初男さんは、昭和52年に加計小学校の教諭になられ、以来、約35年間の教師生活の中で、学校現場を中心に教育にかかわってこられ、平成24年3月に吉田小学校校長を最後に退職をされました。その後、平成24年4月からは、安芸高田市教育委員会教育長として、現在まで安芸高田市教育行政の事務執行責任者として、リーダーシップを発揮していただいております。

本市教育行政にも精通し、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられ、まさに教育長として適任であると確信をしており、このたび任命をいたしたいと考えております。

なお、任命後の任期につきましては、改正後の地方教育行政組織及び運営に関する法律、第5条第1項の規定により、平成28年4月28日から平成31年4月27日までの3年間でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○山本議長 日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

上田隆之さんは、昭和40年に甲田中学校の教諭になられ、以来37年間、教師生活の中で学校現場を中心に教育にかかわってこられ、平成14年3月に吉田小学校校長を最後に退職されておられます。その後、平成16年の4月からは本市教育委員として、また平成20年4月からは同委員長として現在まで、安芸高田市の教育全般について常にリードしていただいております。

まさに、本市教育委員として適任であると確信をしており、引き続き任命したいと考えております。

なお、任命後の任期につきましては、改正後の地方行政の組織及び運営に関する法律、第5条第1項の規定により、平成28年4月28日から平成32年4月27日までの4年でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○山本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第5、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号、「専決処分いたしました事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものでございます。主な改正内容は、地方税法の一部改正による規定整備や引用字句等の整備であります。

どうかよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 おはようございます。

それでは、専決処分いたしました「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、安芸高田市税条例等の一部を改正したものでございます。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。説明資料は、改正条項と内容をまとめたものでございます。資料を参考にしながら、条例文の改正箇所の説明をいたします。

議案4ページから5ページ、また資料1ページをごらんいただければと思います。

第56条第1項について、説明をいたします。

固定資産税の非課税規定を受ける法人等の名称が地方税の一部改正により改正されたための整備でございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

第59条第1項について、固定資産税の非課税の適用を受けなくなった場合に、申告義務を課したものでございます。

第56条第1項と同様に、地方税法の一部改正により改正されたための整備でございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

次に、議案5ページ、6ページをごらんください。

附則第10条の2、第4項から第9項までの改正は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、期限を2年間延長するものです。また、特例措置に関して見直したものです。施行期日は平成28年4月1日でございます。

附則第10条の3、第8項第5号の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする場合の申告について規定したものでございます。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

次に、議案9ページをごらんください。

平成27年条例第13号の一部改正について、附則第5条第3項、第7項、第10項、第12項、第14項の改正は、引用字句の整備による改正でございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○山本議長 日程第6、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号、「専決処分いたしました事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」についての提案理由の

御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。改正内容は、基礎課税額、国民健康保険税後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げと、中・低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充でございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 専決処分いたしました「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。

議案の3ページから4ページ、資料1ページをごらんください。

第2条第2項及び第3項の改正は、基礎課税額いわゆる医療分と後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げです。それぞれ、52万円から54万円に、17万円から19万円にと、2万円の引き上げ額となっています。平成26年度の所得額をもとに、影響を受けると思われる世帯数は約24世帯と試算をいたしております。施行年月日は平成28年4月1日で、平成28年度課税分から適用となります。

第23条第1項第2号及び第3号の改正は、中・低所得世帯に対する国民健康保険税均等割額、平等割額の軽減措置の拡充でございます。5割軽減世帯については、軽減判定所得の算出に当たり、一人当たりの課税額は26万円から26万5,000円に5,000円引き上げられました。2割軽減世帯については、軽減判定所得を算出するに当たり、一人当たりの課税額が47万円から48万円と1万円引き上げられました。

この改正により、約24世帯が、約79万円の軽減措置を受けられると推定しております。施行年月日は平成28年4月1日で、平成28年度課税分から適用となります。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)



○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて、平成28年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。



午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員